

千葉市市政情報モニター設置・運用事業 仕様書

本仕様書は、千葉市（以下「市」という。）と本業務の受託事業者（以下「受託者」という。）との間で締結する契約に基づき、千葉市役所本庁舎及び各区役所等において、市政情報モニター等関連機器（以下「モニター」という。）を設置し、行政情報等を静止画又は動画で提供する事業の内容を定めたものである。

この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえで決定する。

1 契約期間

契約締結日から令和12年5月31日までとする。ただし、契約期間中において契約の変更・解除の申し出を希望日の3か月前までに書面で通知した場合、双方協議の上契約を変更・解除することができる。

2 モニター設置・管理運用

受託者は、モニターを搬入・調整し、市に無償で貸与するものとする。

モニターは、設置施設に以下のとおり設置しなければならない。

ア 設置施設や設置形式等については、「参考1 令和7年1月現在の設置施設一覧」及び「参考2 設置施設見取り図」を参照のこと。

イ 設置施設内の具体的な設置場所及び設置方法については、原則、アに基づき現行に即したものとする。

ウ 受託者は、イに基づく現行に即したものと異なる設置場所及び設置方法について市に提案することができる。ただし、提案内容にかかわらず市の承認を得た場所及び方法に限るものとする。

エ モニターで利用する電源は、各施設に設置済みのコンセントを利用しなければならない。

オ 受託者は、モニターの設置に際し、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の妨げとならない場所及び構造にしなければならない。また、モニターの転倒又は破損等により、庁舎の利用者に危険を生じない方法により設置しなければならない。

カ 受託者は、モニターの障害、毀損、汚損、紛失等により本事業に支障が生じた場合は、速やかに復旧等の適切な措置を講ずるものとする。

キ モニターの設置、撤去、清掃の作業等を行う場合は、事前に市と日程等を調整すること。

3 モニター規格

(1) 種類：広告表示ディスプレイ

(2) 画面サイズ：32インチ以上

(3) 音声：音量調整（消音）が可能であること。

(4) 放映時間：開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、区役所の休日開庁日（原則毎月第2日曜日）は、午前9時から

ら午後0時30分までとする。

- (5) その他：市が機器の操作をすることなく放映時間に合わせ電源が自動的に起動・終了されること。

市が機器の操作をすることなく放映内容が更新及び配信されること。

4 放映内容（コンテンツ）の制作・放映

放映するコンテンツは、行政情報と広告で構成するものとし、形式は「静止画」又は「動画」で音声なしとする。

放映にあたっては、行政情報8件（120秒＝8件×15秒）と広告（受託者が設定）で1組とする。3組（行政情報24件＋広告）で1編成とし、1編成の放映時間は720秒以内とする。設置施設での放映時間内に1編成を繰り返し放映するものとする。ただし、行政情報の内容によっては、1編成内で360秒を超えない範囲で、1組の行政情報の件数（秒数）を変更することができるものとする。

（放映編成イメージ）



(1) 行政情報

受託者は、市から提供されたデータを元に行政情報データを制作するものとし、原則毎月2回（1日・15日）更新するものとする。

(2) 広告

受託者は、広告主の選定と広告データの内容について、「千葉市広告掲載要綱」及び「千葉市広告掲載基準」に合致しているか一次審査を行った後、市の審査を受け、承認された内容を放映するものとする。市への審査依頼期限は、原則2週間前までとし、初回に関しては別途協議の上調整するものとする。

市は、広告主及び広告等の内容が違反しているとき、又は本事業として適正でないと判断したときは、いつでも受託者に対し、広告主の変更及び広告データの内容の修正を求めることができる。

- (3) 放映開始日は、令和7年7月1日（火）以降とする。なお、市の承認を得て開始日以前に開始することができるものとする。

5 経費負担

受託者は、モニター設置・管理運用、コンテンツの制作・放映などの本事業の実施に係る一切の経費を負担するものとする。このうち、モニターの運用に係る電気代は、市が別途算定した金額を広告料と併せて市に支払うものとする。

なお、停電等により大幅な差額が発生した場合等は、市と受託者が別途協議の上調整するものとする。

6 広告料

広告料は、放映日数にかかわらず月を単位として算定するものとする。

ただし、前記4（3）の規定により放映開始日以前に開始する場合の放映開始月の広告料は、月額 of 広告料を当該月の日数で除し、放映日数を乗じて算定するものとする。

受託者は、契約で定める金額の当該年度放映予定月数分の広告料を、放映を開始する月の前月の末日までに一括して納付しなければならない。

ただし、契約2年目以降の納付期限は、当該年度の4月末日とする。

7 その他

（1）遵守事項

受託者は、庁舎の利用に関しては公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。

また、受託者はモニターの設置及びコンテンツの制作等に際し、著作権、その他第三者の権利に関係する問題が生じた場合、一切の責任を負うものとする。

（2）事業運用計画

本事業の実施に際し、運用計画書を市に提出しなければならない。

（3）原状回復

受託者は、次に掲げるときは、速やかにモニターを撤去し、原状回復しなければならない。なお、撤去する日時は、市と受託者が別途協議の上調整するものとする。

ア 本事業の契約期間が満了したとき。

イ 本事業の契約期間中に解除等の事由が生じたとき。

ウ 本事業の契約期間中に双方の合意により事業を終了させるとき。

（4）モニターの設置

新たに設置するモニターは、市と十分協議の上、以下の通り設置すること。

ア 市と受託者が予め調整し、市が指定した作業日時に基づき、設置スケジュールを市へ提出すること。

イ 設置作業は、施設の開庁時間（8時30分～17時30分）を除く。

ウ 現在設置されているモニターの撤去ののち、設置すること。

＜参考１＞

令和７年１月現在の設置施設一覧

設置施設内の具体的な設置場所及び設置方法については、原則、「千葉市市政情報モニター設置・運用事業 仕様書」２－アに基づき現行に即したものとします。

設 置 場 所	所 在 地	モニターの規格等 (設置の別)
① 市役所本庁舎 １階ロビー	中央区千葉港１－１	５５インチ・１基（スタンド）
② 千葉みなと市民センター	中央区千葉港１－１	４２インチ・１基（スタンド）
③ 中央区役所 市民総合窓口課待合	中央区中央４－５－１ きぼーる１１階	５５インチ・２基 (スタンド１、天吊り１)
④ 松ヶ丘市民センター	中央区松ヶ丘町２５７－ ２	３２インチ・１基（スタンド）
⑤ 花見川区役所 １階市民総合窓口課待合	花見川区瑞穂１－１	５５インチ・２基 (スタンド１、天吊り１)
⑥ 犢橋市民センター	花見川区犢橋町１７８－ ８	３２インチ・１基（天吊り）
⑦ 幕張本郷市民センター	花見川区幕張本郷２－１ ９－３３	３２インチ・１基（スタンド）
⑧ 花見川市民センター	花見川区花見川３－３１－ １０２	３２インチ・１基（スタンド）
⑨ さつきが丘市民センター	花見川区さつきが丘１－ ３２	３２インチ・１基（スタンド）
⑩ 稲毛区役所１階 市民総合窓口課待合	稲毛区穴川４－１２－１	５５インチ・２基 (天吊り２)
⑪ 若葉区役所１階 市民総合窓口課待合	若葉区桜木北２－１－１	４２インチ・１基（スタンド） ５５インチ・１基（天吊り）
⑫ 泉市民センター	若葉区高根町９６３－４	３２インチ・１基（スタンド）
⑬ 千城台市民センター	若葉区千城台西２－１－ １	３２インチ・１基（スタンド）
⑭ 緑区役所２階 市民総合窓口課待合	緑区おゆみ野３－１５－ ３	５５インチ・２基 (スタンド１、天吊り１)
⑮ 誉田市民センター	緑区誉田町１－７８９－ ４９	３２インチ・１基（スタンド）
⑯ 土気市民センター	緑区土気町１６３４	３２インチ・１基（スタンド）
⑰ 美浜区役所１階 市民総合窓口課待合	美浜区真砂５－１５－１	４２インチ・２基 (壁掛け２)

＜参考２＞

「設置施設」見取り図

令和７年１月現在の設置場所

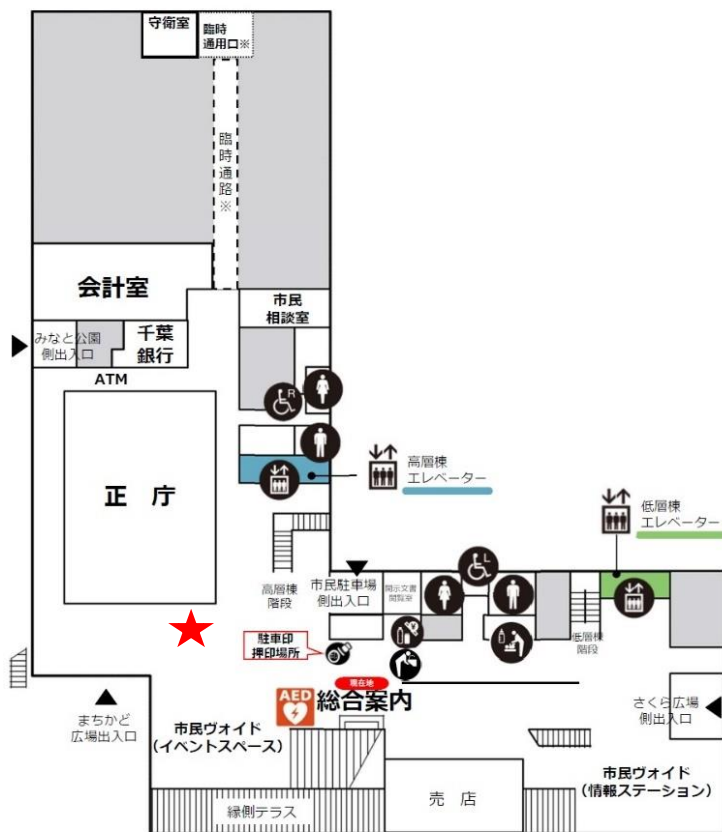
★ 床置き

▲ 天吊り・壁掛け

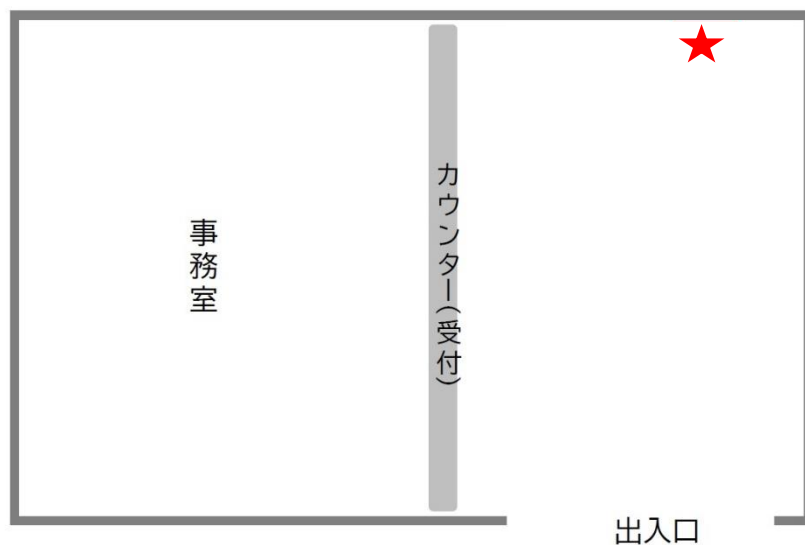
◆ 壁掛け

＜中央区＞

■市役所本庁舎 １階ロビー（千葉市中央区千葉港１－１）



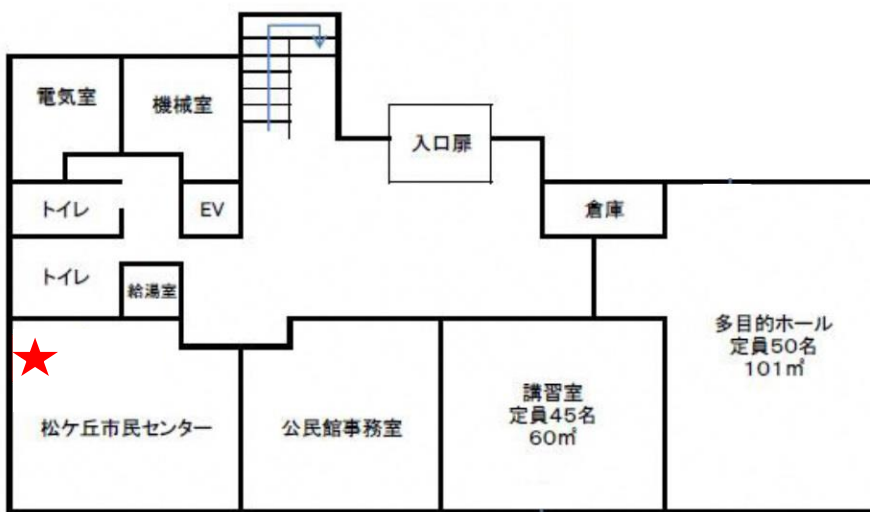
■千葉みなと市民センター（千葉市中央区千葉港１－１）



■中央区役所 市民総合窓口課待合（千葉市中央区中央4丁目5番1号 きぼーる11階）

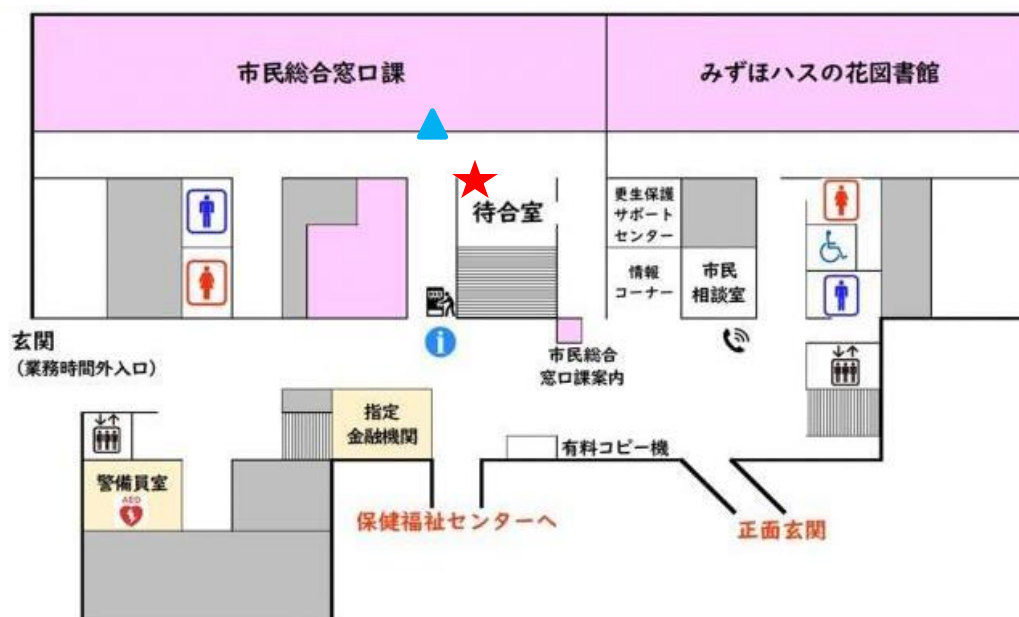


■松ヶ丘市民センター（中央区松ヶ丘町257-2）

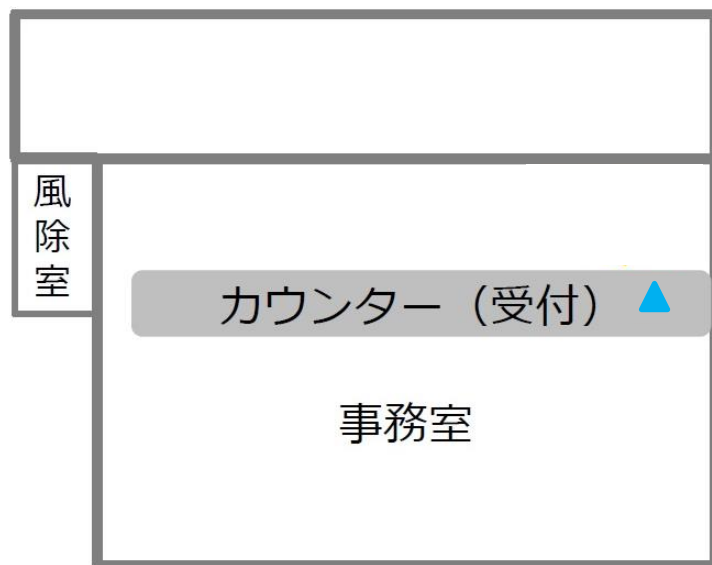


《花見川区》

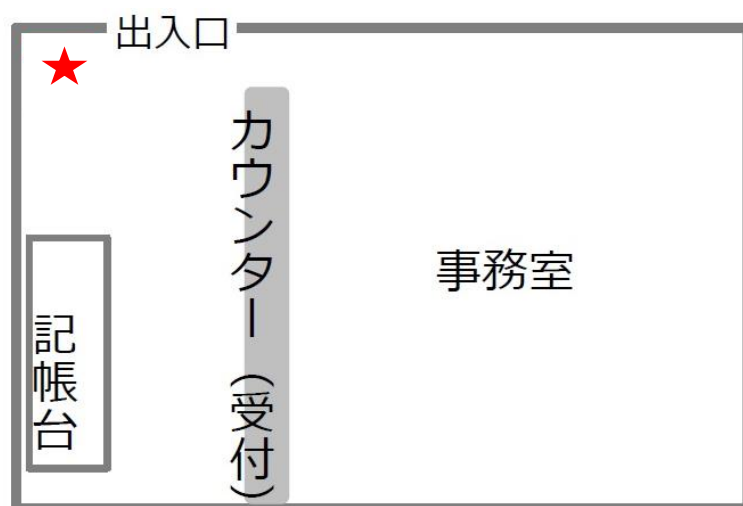
■花見川区役所 1階 市民総合窓口課待合（千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地）



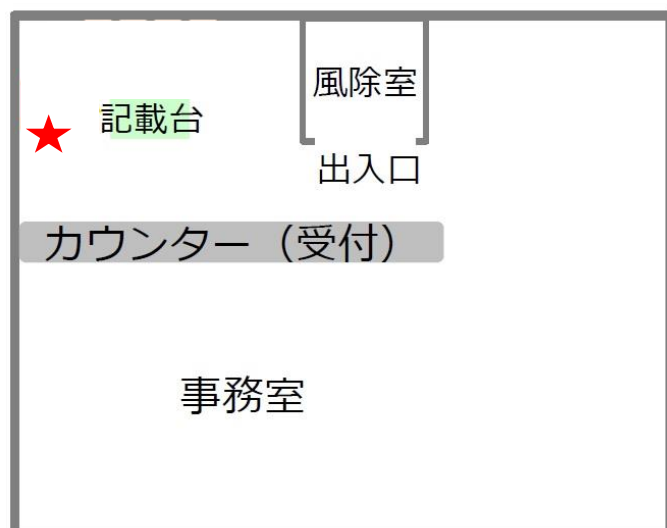
■ 横橋市民センター（花見川区横橋町 1 7 8－8）



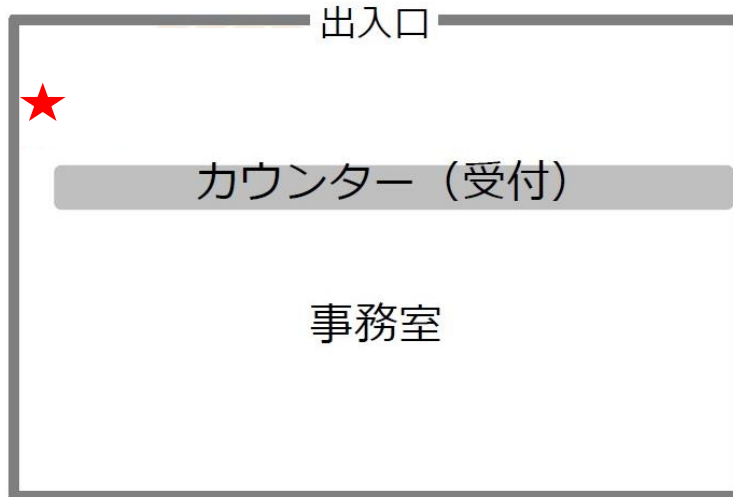
■ 幕張本郷市民センター（花見川区幕張本郷 2－1 9－3 3）



■ 花見川市民センター（花見川区花見川 3－3 1－1 0 2）

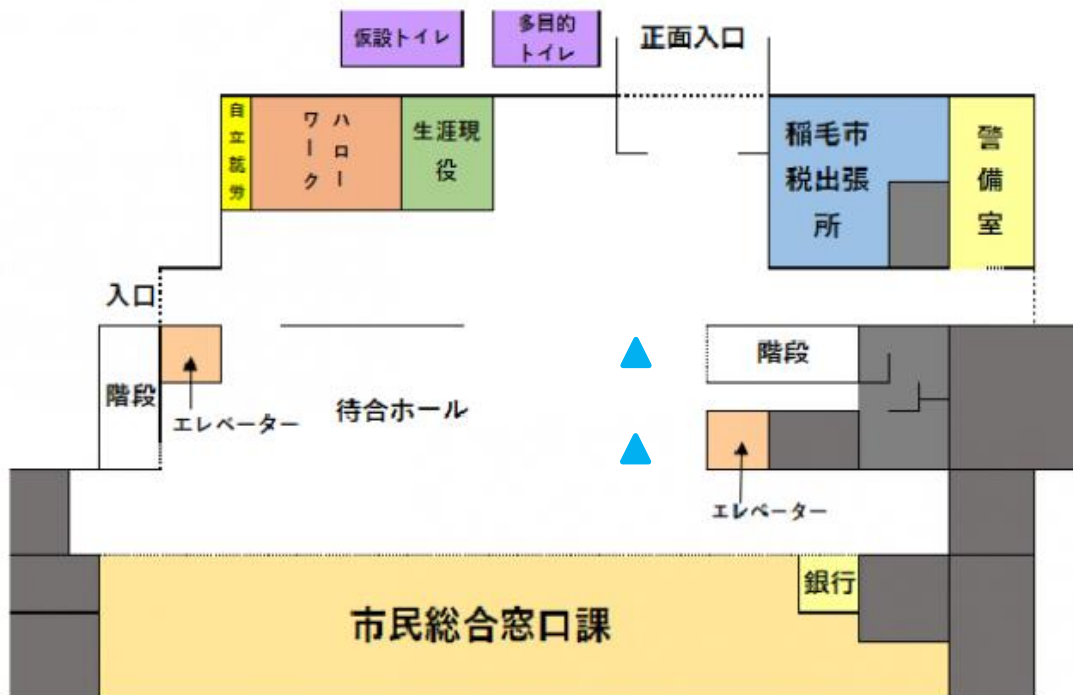


■ さつきが丘市民センター（花見川区さつきが丘1－3 2）



《稲毛区》

■ 稲毛区役所 1階 市民総合窓口課待合（千葉市稲毛区穴川4－1 2－1）



■若葉区役所 1階 市民総合窓口課待合（千葉市若葉区桜木北2-1-1）



玄関

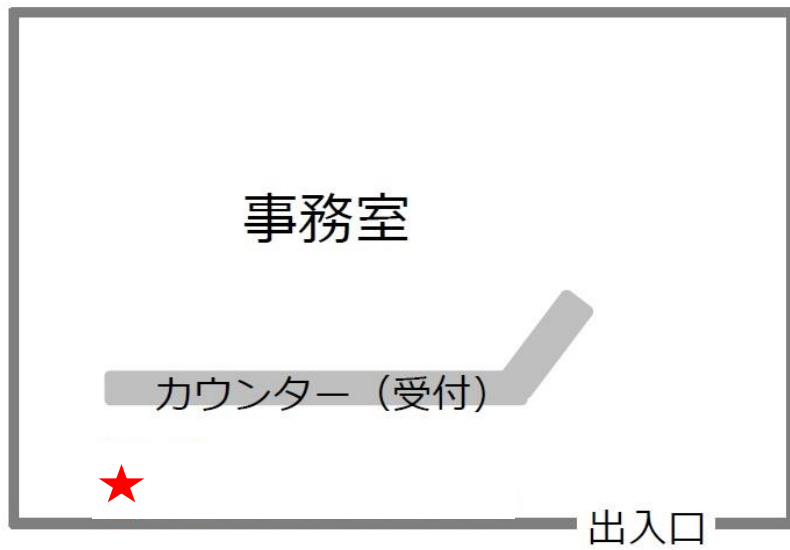
出入口

★

カウンター
(受付)

事務室

■千城台市民センター（若葉区千城台西2-1-1）



《緑区》

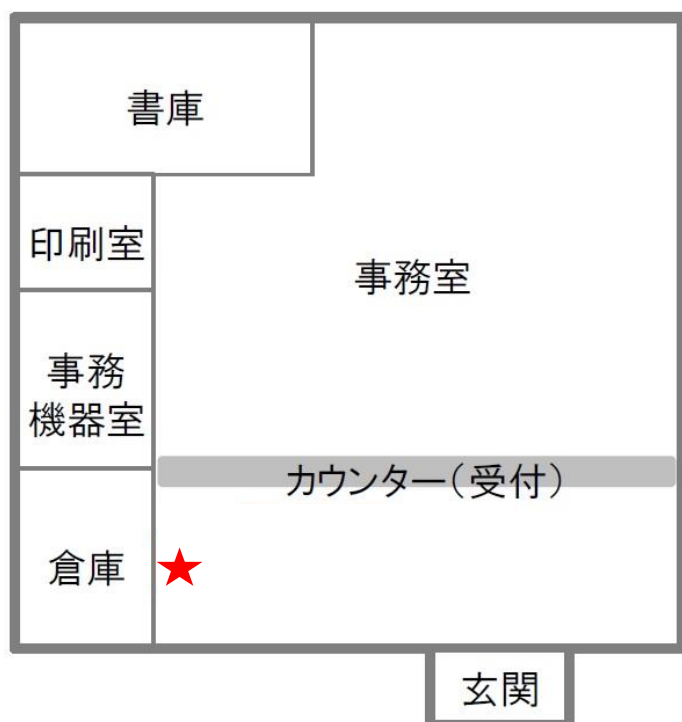
■緑区役所 2階 市民総合窓口課待合（千葉市緑区おゆみ野3-15-3）



■ 誉田市民センター（緑区誉田町 1－7 8 9－4 9）



■ 土気市民センター（緑区土気町 1 6 3 4）



《美浜区》

■美浜区役所 1階 市民総合窓口課待合（千葉県美浜区真砂5-15-1）

